

福生市自動写真販売機設置事業者募集要領

福生市（以下「市」という。）では、市有財産に自動写真販売機を設置する事業者（以下「設置事業者」という。）を公募します。

この募集に参加される方は、この募集要領の内容を承知の上、お申込みください。

1 趣旨

福生市では、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、市有財産の有効活用を推進しています。市の施設に自動写真販売機等の設置を許可するに当たり、あらかじめ複数の事業者等の方から自動写真販売機の付加使用料率を提案していただき、最高の料率をもって提案のあった方に決定します。当該提案者に市有財産の使用許可をすることにより、施設の効用を高め、来庁者の利便性の向上を図り、福生市の財源確保に資することを目的とするものです。

2 公募物件

【物件番号 1】

所 管 課：契約管財課

財産の名称：市役所

所 在 地：福生市本町5番地

財産管理者：福生市長 加藤 育男

貸付箇所	貸付面積 (㎡) (横幅×奥行)	販売 品目	電源	摘要	平成27年度 売上額	平成27年度 基本使用料額
市役所屋外 (東側)	1.2 ㎡ (1.5×0.8)	写真	屋外電気配線 を使用する。	販売価格は標準 価格を参考とする。	1,094,500円	3,420円

3 応募資格要件

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り応募することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 法人にあつては東京都内に本店、支店又は営業所を有する者、個人にあつては市内に居住し、市内で事業を営んでいる者であること。
- (3) 法令等の規定により販売について許可又は認可を要する場合は、当該許可又は認可を受けていること。
- (4) 国税、都税及び市税の滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに該当する団体又は団体に属している者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (7) 自動写真販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有していること。

4 自動写真販売機の設置条件等

(1) 自動写真販売機の設置条件等

ア 自動写真販売機の大きさについては

幅 1.5m、奥行き 0.8m、高さ 2.1mを上限とする。

イ 自動写真販売機については、以下の用途に対応し得る写真サイズ機能を備えているものとする。

- ・履歴書証明用
- ・運転免許証用
- ・パスポート証明用
- ・各種申請用

ウ 自動写真販売機については、外国籍住民も利用できるよう英語・韓国語・中国語・ポルトガル語・スペイン語の5ヶ国語以上での案内機能を有しているものとする。

エ 自動写真販売機については、個人番号カード直接交付申請機能付き機種とする。

(2) 設置事業者の施設使用

自動写真販売機は、福生市公有財産管理規則（平成18年規則第17号）第22条の規定により行政財産の使用許可を受けた上で設置するものとする。

(3) 使用料

ア 使用料は、福生市行政財産使用料条例（昭和48年条例第35号）第2条第1項に規定する額（以下「基本使用料」という。）に同条第3項に規定する付加使用料を加えた額とする。

イ 基本使用料は、市が発行する納入通知書により一括して納付するものとする。

ウ 付加使用料は、自動写真販売機ごとの売上高に行政財産の使用許可の条件において決定した付加使用料率を乗じた額とし、年2回、市が発行する納入通知書により納付するものとする。

エ 設置事業者は、自動写真販売機に係る毎月の売上高を、翌月10日までに契約管財課に報告するものとする。

オ 既納の使用料は、還付しない。ただし、「8 設置事業者の決定の取消し」の規定により使用許可を取り消す場合は、残存期間に係る基本使用料（100円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。）を還付するものとする。

カ その他必要経費

自動写真販売機の設置に伴い管理上必要とする経費は、設置事業者の負担とする。また、自動写真販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費その他必要とされる一切の経費についても設置事業者の負担とする。

(4) 使用許可の期間

使用許可期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。ただし、最初の許可の日から3年以内は、継続して使用申請することができることとする。

(5) 管理運営上の遵守事項

ア 自動写真販売機（電力等使用量計測用子メーターを含む。）は、許可面積内に収まるように設置すること。

イ 自動写真販売機は、省エネルギー等の環境負荷を低減した機種とすること。

ウ 自動写真販売機の外観、形状、塗装等は、周辺環境に配慮したものとする。

エ 屋外に設置する自動写真販売機に必要な電源設備は、設置事業者の費用で設置すること

- とし、電力会社への電気新設の申込手続き、電気使用契約は設置事業者が行うこととする。
- また、自動写真販売機に係る電気料金は設置事業者が直接電力会社に支払うこと。
- オ 屋外に設置する自動写真販売機は、盗難防止装置等の防犯器具を備えた機種とすること。
- カ 自動写真販売機は、低い位置にあるボタンやかがまずに商品が取れる取出し口など、すべての人に使いやすく開発されたユニバーサルデザイン機の導入に努めること。
- キ 安全対策として、J I S規格及び業界自主基準に準拠した転倒防止措置を講じること。
- ク 販売品に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守すること。
- ケ 販売品の補充、売上金の回収、釣り銭の補充等は設置事業者が行うとともに、適切な在庫・補充管理を行うこと。
- コ 販売品の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、市の指示に従うこと。
- サ 自動写真販売機の故障、問い合わせ、苦情等については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動写真販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。
- シ 自動写真販売機を設置・運営する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- ス 福生市環境マネジメントシステムに基づいた環境配慮の取組に協力すること。
- セ その他の事項については、施設管理者（所管課）と協議すること。

(6) 原状回復等

設置事業者は、使用許可期間が満了した場合には、速やかに原状回復すること。また、設置事業者は、市に対し、原状回復に要した費用、自動写真販売機の設置に伴い支出した費用、有益費その他一切の費用について、補償を請求することができない。

(7) 自動写真販売機の販売品等

自動写真販売機の販売品の価格は、標準価格を参考とすること。

5 応募申込手続

※申込みに当たっては、この募集要領の内容及び現地をよく御確認いただいた上お申込みください。

(1) 受付期間

平成29年1月25日（水）から2月2日（木）まで（土曜日、日曜日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 受付場所

東京都福生市本町5番地
福生市役所総務部契約管財課管財係（福生市役所 第一棟5階）

(3) 申込方法

前記（2）の受付場所に直接書類を持参してください。
※郵送、電話、ファックシミリ、インターネットによる受付は行いません。

(4) 申込みに必要な書類（提出部数 各1部）

提出書類

No.	提出書類	法人	個人	摘要
1	応募申込書（別記様式第1号）	○	○	
2	誓約書（別記様式第2号）	○	○	

3	法人登記簿謄本（発行後3か月以内のもの）	○		履歴事項全部証明書
4	住民票の写し（発行後3か月以内のもの）		○	
5	身分証明書（発行後3か月以内のもの）		○	
6	印鑑登録証明書（発行後3か月以内のもの）	○	○	法人の場合は印鑑証明書
7	<p>【法人の方】（発行後3か月以内のもの）</p> <p>①国税の納税証明書（その3） 「法人税」、「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明</p> <p>②法人事業税（都税のみ）</p> <p>【個人の方】（発行後3か月以内のもの）</p> <p>①国税の納税証明書（その3の2） 「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明</p> <p>②市税の納税証明書（市民税、固定資産税及び都市計画税）</p>	○	○	
8	<p>事業概要</p> <p>（法人）会社概要、直近の財務諸表の写し</p> <p>（個人）創業日、事業内容、実績等が分かるもの（直近2年分の確定申告書の写し）</p>	○	○	
9	3-（3）に係る許可又は許可の免許証の写し	○	○	

※ 市が必要と認める場合は、上記以外にも追加資料の提出を求めることがあります。

（5）募集要領に対する質問

申込み当たり、募集内容等について質問がある場合には、次の提出期限までに質疑書（別記様式第3号）により契約管財課宛てに提出すること。

ア 提出方法

質疑書の持参、ファクシミリ又は電子メールにて提出すること。ただし、ファックス、電子メールの場合は、必ず着信を確認すること。

ファクシミリ：042-553-4451

メールアドレス：f-kykz@city.fussa.lg.jp

イ 提出期限

平成29年1月25日（水）から2月2日（木）まで（土曜日、日曜日を除く。）

ウ 回答方法

質問の提出の有無にかかわらず、全事業者に対し、質問項目全てを平成29年2月6日（月）までに回答する。

6 付加使用料率提案書の提出（入札）及び審査

（1）日時

平成29年2月13日（月）午後1時30分

午後1時30分から提案書の提出を受け、引き続き立会い審査を行います。

（2）付加使用料率提案書の提出及び審査場所

(3) 提出書類（当日持参する物）

- ア 付加使用料率提案書（別記様式第4号）
- イ 委任状（別記様式第5号）（代理人により提出する場合）
- ウ 身分を証明する物（自動車運転免許証、社員証等）

(4) 付加使用料率提案書の提出方法

- ア 応募資格者は、付加使用料率提案書に必要事項を記入し、記名押印の上、封筒に入れて提出すること。
- イ 代理人が提出する場合は、委任状を提出すること。

(5) 付加使用料率の表示

提案する付加使用料率は、募集する自動写真販売機の総売上高（消費税及び地方消費税込み）に対して市に納付できる使用料の料率を整数で表示すること。（少数点以下の記載は無効とします。）

(6) 書換え等の禁止

提出した付加使用料率提案書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(7) 審査

- ア 審査は付加使用料率提案書の提出締切り後、応募者立会いの下で、提出された提案書を開封し、審査する。
- イ 応募資格者が審査に立ち会わないときは、当該審査事務に関係のない市職員を立ち合わせることとする。
- ウ 審査に立ち会わなかった場合は、審査の結果について異議を申し立てることはできない。なお、出席しなかった者又は遅刻した者は、棄権とする。

(8) 付加使用料率提案書の無効

次のアからコまでのいずれかに該当する提案書は、無効とする。

- ア 最低使用料率（5%）を下回るもの
- イ 委任状のない代理人が提出したもの
- ウ 応募資格者の記名押印のないもの
- エ 市の所定書式による付加使用料率提案書を用いていないもの
- オ 代表者が同一の者またはグループ会社と判断される応募資格者が、1物件について、2者以上付加使用料率提案書を提出した場合、その物件の付加使用料率提案書
- カ 応募資格者又は、その代理人が1物件について1人で2通以上付加使用料率提案書を提出した場合、その全部の付加使用料率提案書
- キ 使用料率又は応募資格者の氏名の記載が識別し難いもの
- ク 付加使用料率提案書の料率の数字を訂正したもの
- ケ 使用料の料率を整数で表示していないもの
- コ その他この募集要領に規定する条件に違反したもの

(9) 設置事業者の決定

- ア 設置事業者は、市が設定する最低使用料率（5%）以上で最高の料率をもって有効な付加使用料率提案書を提出した者に決定する。
- イ 設置事業者には、引き続き行政財産使用許可申請の手続について説明する。
- ウ 正当な理由なく辞退し、又は行政財産使用許可申請を行わなかった場合は、この当該物

件に係る提案書を無効とする。

(10) くじによる設置事業者の決定

ア 同率の価格提案をした者が2者以上あるときは、くじにより設置事業者を決定する。

イ 当該応募資格者のうち、くじを引かない者がある場合は、市が指定した者（当該審査に関係のない職員）が応募資格者に代わってくじを引き、設置事業者を決定する。

(11) 審査結果の公表

設置事業者を決定したときはその者の名及び提案使用料率を、決定しないときはその旨を公表する。

(12) 付加使用料率審査の中止

不正な提案が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他やむを得ない事由があるときは、付加使用料率提案審査を中止又は延期することがあります。

7 使用許可の手続

使用許可の手続は、行政財産使用許可申請書受理後、速やかに行う。

8 設置事業者の決定の取消し

次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消す。

ア 正当な理由なく、指定する期日までに使用許可の手続に応じなかった場合

イ 設置事業者が応募者の資格を失った場合

ウ その他使用許可の相手方として不相当と認められる場合

9 その他

(1) 応募申込み及び使用許可の手続に関する一切の費用は、設置事業者の負担とする。

(2) 事情により予告なく公募を変更し、又は取り止める場合があります。この場合、応募者及び公募に参加しようとする者が損失を受けても、市は補償の責めを負わない。

10 問合せ先

東京都福生市本町5番地

福生市役所総務部契約管財課管財係（福生市役所 第一棟5階）

電話番号 042-551-1535（直通）

受付番号	
------	--

年 月 日

応 募 申 込 書

福生市長 宛て

福生市**自動写真販売機**設置事業者募集要領の規定に基づき、添付書類を添えて応募申込します。

なお、同要領第3項の応募資格要件を満たしていることを誓約します。

1 申込者

(1) 住所又は所在地

(2) 氏名又は名称

(3) 代表者氏名



(印鑑証明印)

(4) 電話番号

(5) 担当者名

(6) 担当者連絡先

電話番号

電子メールアドレス

2 応募物件

【物件番号 1】

所 管 課：契約管財課

財産の名称：市役所

所 在 地：福生市本町5番地

財産管理者：福生市長 加藤 育男

<p>応募申込書受付書</p> <p>住所 _____</p> <p>氏名 _____ 様</p> <p>福生市自動写真販売機設置事業者募集要領に基づく応募申込み等を受け付けました。</p> <p>年 月 日 福生市総務部契約管財課管財係</p>
--

受付番号	
------	--

年 月 日

誓 約 書

福生市長 宛て

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名



(印鑑証明印)

福生市の実施する**自動写真販売機**設置事業者の募集申込に当たり、次に掲げる事項に相違ないことを誓約します。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 法人にあっては東京都内に本店、支店又は営業所を有する者、個人にあっては市内に居住し、市内で事業を営んでいる者であること。
- 3 法令等の規定により販売について許可又は認可を要する場合は、当該許可又は認可を受けていること。
- 4 国税、都税及び市税の滞納がないこと。
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに該当する団体又は団体に属している者でないこと。
- 6 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- 7 自動写真販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有していること。

(ア) 現在事業展開している施設等について記載してください。

設置施設名	所在地	設置期間
(例) ○○商店	福生市福生○○番地	平成22年4月から

質 疑 書

福生市長 宛て

住 所
商号・名称
代表者氏名

⑩

(印鑑証明印)

担 当 者
T E L
F A X

福生市自動写真販売機設置事業者募集要領について、次のとおり質疑があるので提出します。

質疑（事業者記入）	回答（市記入）

※質問に関しては、ファックス又は電子メールでも受付します。ただし、その場合は、送信後、契約管財課管財係まで電話にて御連絡ください。

また、必ず、入札時まで、届出印を押印した原本を管財係に提出してください。（郵送可）

電 話 番 号 042-551-1535 (直通)

メールアドレス f-kykz@city.fussa.lg.jp

F A X 番 号 042-553-4451

付 加 使 用 料 率 提 案 書

<自動写真販売機>

福生市長 宛て

住 所
商号・名称
代表者氏名

㊞

(印鑑証明印)

- 1 付加使用料は、5パーセント以上とし、整数で記入すること。
- 2 この付加使用料率提案書のみを無地封筒（長形3号）に入れ表に物件番号を記載すること。

物件番号

番

付加使用料率 ※整数で記入のこと。	パーセント
----------------------	-------

【付加使用料率の説明】

付加使用料率は、総売上高のうち何パーセントを使用料としてお支払いいただけるかという割合であり、この数字が最も大きな事業者が設置事業者として選定されます。

なお、付加使用料率が同率の見積りをした者が2者以上あるときは、くじにより設置事業者を決定します。

委 任 状

福生市長 宛て

(委任者)

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

㊦

(印鑑証明印)

電話番号

私は、次の者を代理人と定め、貴市における福生市**自動写真販売機**設置事業者募集事業の使用料率提案書提出に関する一切の権限を委任します。

(受任者)

住所又は所在地

氏名又は名称

氏名

㊦

<スケジュール>

募集要領の配布 平成 29 年 1 月 25 日（水）から平成 29 年 2 月 2 日（木）まで

- ・福生市役所 第一棟 5 階 総務部契約管財課管財係窓口で配布します。
- ・福生市ホームページに掲載します。

応募申込書の受付期間 平成 29 年 1 月 25 日（水）から平成 29 年 2 月 2 日（木）まで

- ・福生市役所 第一棟 5 階 総務部契約管財課管財係窓口で受付します。
- ・受付時に審査のうえ、不適合であれば理由を示して返却します。
- ・応募申込書受付書の交付

質問書の受付期間 平成 29 年 1 月 25 日（水）から平成 29 年 2 月 2 日（木）まで

- ・質疑を取りまとめ、平成 29 年 2 月 6 日（月）までに回答します。

入札（付加使用料率提案書、設置事業者の決定） 平成 29 年 2 月 13 日（月）午後 1 時 30 分

- ・入札書箱から提案書を取り出し最高料率提案者を公表します。
- ・「行政財産使用許可申請」を配布します。

行政財産使用許可証の交付 平成 29 年 3 月 1 日（水）

- ・許可条件を付します。（提案された付加使用料率を採用）

使用許可の開始 平成 29 年 4 月 1 日（土）

- ・平成 32 年 3 月 31 日まで同一条件で継続可能です。
（ただし、1 年ごとに行政財産使用許可申請を行い、許可を得ることとします。）